

閲覧用

# 南小国町農業委員会総会会議録

平成2年7月10日開会

熊本県南小国町

## 令和2年度南小国町農業委員会7月総会

1. 開催日時 令和2年7月10日(金)午前10時00分から午前10時30分

2. 開催場所 南小国町自然休養村管理センター 会議室

3. 出席委員 (10人)

1番 杉 安 申 歳 委員	2番 佐 藤 省 市 委員
3番 松 崎 久美子 委員	4番 下 城 孔志郎 委員
5番 佐 藤 竹 良 委員	6番 村 上 文 秋 委員
7番 河 津 篤 委員	8番 北 里 丈 夫 委員
9番 穴 井 堅 委員	10番 武 田 時 吉 委員

4. 欠席委員 (0名)

5. 南小国町農業委員会憲章唱和

6. 会議録署名委員の指名 (5番委員、7番委員)

7. 議案第 9 号 令和2年南小国町農用地利用集積計画の決定について

8. 議案第 10 号 下限面積(別段の面積)の設定について

9. 議案第 号 その他

10. 職務のため議場に出席した事務職員(2名)

事務局長 本田圭一郎

事務局 佐藤 亮

○会長

おはようございます。

令和2年の7月の豪雨ということですので、本町を含めて大きな被害があっております。熊本県下におきましてもですね非常に多くの方が亡くなるというような状況でもございます。今回の災害で亡くなられた方にお悔やみを申し上げますとともにですね、また、被災に遭われた方にですね心からお見舞いを申し上げたいと思います。

それではですね7月の総会をただ今から開催いたします。

本日は農業委員は全員お出でになっております。推進員の数名の方は災害の対応ということで欠席されている方もおられます。

農業委員は定足数に達しておりますので総会は成立しております。

日程第1の南小国町農業委員会憲章唱和でございますけれども、今回もですねコロナ禍の影響ということで省略を致したいと思います。

日程第2の会議録署名委員の指名をいたします。

5番 佐藤竹良委員。7番 河津 篤委員にお願いをいたします。

## 議案第9号

### 令和2年南小国町農用地利用集積計画の決定について

続きまして「議案第9号 令和2年南小国町農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

はい。1ページをお願いいたします。

#### 【議案第9号 令和2年南小国町農用地利用集積計画の決定について 詳細に説明】

読み上げを一部省略させていただきまして、受付コードのみ読み上げをさせていただきます。

○会長

その前に受付コード02040は1番の杉安委員が関係しますので先に審議して、後は一括して審議を行いたいと思います。従いまして議事の参与ということで1番委員は退席をお願いいたします。

(1番委員退席する)

それでは受付番号02040について事務局説明をお願いします。

○事務局長

はい。4ページになります。

受付コード02040 登録区分 再設定

利用権の設定を受ける者 ○○○○氏 住所は省略させていただきます。利用権の設定をする者 ○○○○氏 同じく住所は省略させていただきます。利用権を設定する土地にしましても記載のとおりでございます。総面積10,641㎡。○○氏の経営状況としまして、39歳。農作業従

事日数は250日。詳細は以下のとおりでございます。

以上です。

○会長

ただ今、事務局から説明がございました。

受付番号02040について質疑を受けたいと思います。質問等ございませんでしょうか。

(ありません。の声あり)

はい。ないというようなご意見でございますので、採決に移らせていただきます。

受付コード02040について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員挙手でありますので利用権設定の受付コード02040については承認することと致します。

1番杉安委員は入場してください。

(1番委員入場する)

事務局から説明をお願いします。

○事務局長

読み上げの方が今申し上げましたとおり、受付コード。利用権の設定を受ける者。利用権の設定をする者。それと経営状況という部分で、省略させていただきますのでよろしくお願いします。

2ページになります。

受付コード 02038

利用権の設定を受ける者 ○○○○氏。利用権の設定をする者 ○○○○氏 代表相続人 ○○○○氏。設定する土地につきましては、記載のとおりでございます。農業経営の状況等としまして、年齢61歳。農作業従事日数は250日です。

次のページをお願いいたします。

受付コード02039 登録区分 再設定

利用権の設定を受ける者 ○○○○氏。利用権の設定をする者 ○○○○氏 代表相続人 ○○○○氏。○○○○氏の農業経営の状況等としまして、年齢61歳。農作業従事日数300日です。

続きまして5ページをお願いします。

受付コード02041 登録区分 再設定

利用権の設定を受ける者 ○○○○氏。利用権の設定をする者 ○○○○氏 代表相続人 ○○○○氏。こちらだけ住所を申し上げます。○○○○○○○○○○○-○。○○○○氏の農業経営の状況等としまして、年齢82歳。農作業従事日数300日となっております。

次のページをお願いいたします。

受付コード02042 登録区分 再設定

利用権の設定を受ける者 ○○○○氏。利用権の設定をする者 ○○○○

〇〇氏。〇〇〇〇氏の農業経営の状況等としまして、年齢82歳。農作業従事日数300日となっております。

7ページをお願いいたします。

受付コード02043 登録区分 再設定

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇氏。利用権の設定をする者 〇〇〇〇氏。〇〇〇〇氏の農業経営の状況等としまして、年齢70歳。農作業従事日数300日となっております。

次のページ。8ページをお願いいたします。

受付コード02044 登録区分 再設定

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇氏。利用権の設定をする者 〇〇〇〇〇〇氏。住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇-〇〇〇〇となっております。〇〇〇〇氏の農業経営の状況等としまして、年齢65歳。農作業従事日数250日となっております。

以上です。

○会長

ただ今事務局から02038から02044について説明がございました。質問を受けたいと思います。質問等はございませんか。質問等ございませんか。

(ありません。の声あり)

はい。ないというようなご意見でございますので、採決に移らせていただきます。

受付コード02038から02039の2件。02041から02044までの4件。合計6件について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員挙手でございますので決定することと致します。

併せて全7件については南小国町長へ報告をすることと致します。

### 議案第10号 下限面積（別段の面積）の設定について

続きまして、日程第4「議案第10号 下限面積（別段の面積）の設定について」を上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

はい。9ページをお願いいたします。

**【議案第10号 下限面積（別段の面積）の設定について詳細に説明】**

詳細につきましては佐藤の方から説明を申し上げます。

○事務局

私の方から下限面積について内容を説明させていただきます。

座って説明させていただきます。

10ページをご覧ください。

下限面積（別段の面積）の設定について、ということで、こちらはですね昨年度から変更点がありまして、そちらの方をですね説明させていただきたいと思います。

まず設定区域なんですけれども、中段にございます南小国町全域ということで、こちらの内容は変えないというところで提案をさせていただきたいと思っております。前回、前々回ですね平成30年度に50アールから30アールに下限面積の方を下げしておりますけれども、現状としましてはその面積を継続させていただきたいと思っております。

それに加えてですね、今回の変更点としまして、その下段の方にございます設定区域、南小国町内の空き家に付属した農地というのを新たに設定させていただきたいと思っております。

カッコ1を読み上げさせていただきます。

(1) 空き家に付属した農地の下限面積についての検討結果、ということで、可否ですけれども、町内全域に設定する下限面積に優先して適用することは可能となっておりますので、この設定をする理由としまして、南小国町では移住するための住居の絶対数が不足しておりまして、農地を選定しても住居がない場合が想定される、ということで、新規就農者の方の門戸を広げるためにですね、町の空き家バンク情報登録制度に基づいた空き家を購入する場に限りですね、それに付随した農地の面積を引き下げるところで考えております。その面積が1アールということで、実質ほぼ付随している農地は下限面積なしで購入することが出来るという設定にしております。

11ページをご覧ください。

こちらが要約したものになります。上の農地法というのが今の30アール。3反ですね。3反要件プラス空き家バンクに付随した農地の場合は1アールとする。というふうにしております。ただし、この下ですね3反未満の農地の新規貸借に係る審査基準（案）というところに記載しております五つの項目がございます。こちらが先ほどご審議いただいた利用権設定等ですね基盤強化法というので設定が出来る要件になってまして、うちの町としましてはですね、この五つの条件を基に3反未満の場合ですね新規就農を認めるかどうかという基準をこちらで考えたいと思っております。前回の農業委員会の後ですね、案を皆様にすでにお示しをしたとおりですのでご審議の方をお願いしたいと思います。

事務局から以上です。

ただ今事務局から下限面積の設定についての説明がございました。

この件について質問等ございませんでしょうか。

（事務局手をあげる）

事務局から補足説明をお願いいたします。

○会長

すみません。ちょっと補足という形になるんですが、できる限りですね耕作放棄地を解消していきたいという取り組みの中の一つなんですけれども、その一方でもしかしたら地域地域によっていろんなお声というのが出てくる可能性もございます。今回、これで定められたとしてもですね一応今後の状況もふまえて、もしかしたら元に戻したりとか、もしかしたらもうちょっと使いやすい形というのも考えていく必要があるのかなというふうに思っています。基本的にはこれは下限面積の設定というのは、南小国町農業委員会で設定ができますので、事務局としましてはまずはこれでスタートしてみて、いろんなご意見や要望があればまたその時点で考え、そしてまた変更していくというのも一つの手ではないかというふうに考えています。

以上です。

○会長

はい。ありがとうございました。

これはここに書いてあるとおりですけれども、設定基準の中で、下段の10行目くらいのところに理由が書いてあります。

町内の人口も減ってきている中で、新規就農者に門戸を広げるということでこういう活性化をしたときには、これも条件付きですからPR体制だけについて、1アールという規定でございます。

全国的に見ても農地付きの空き家というのものもあるんですけど、そういう中でも人口的にも1アールというような提言をしている町村もございます。そういう事例もありますし必要ではないかなと思っております。これは私の思いでございます。

他に質問等ございませんか。

(ありません。の声あり)

はい。質問はないということでありますので、農地法の30アールはそのままということで、但し、南小国町空き家バンクに付随した農地の場合は1アールとするということに変更するというようにしたいと思えます。

それでは、下限の面積の設定についてこのように実施することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員挙手でありますのでこのように周知することとし公表することといたします。

## そ の 他

以上で本日の日程は終わりましたが、その他何かございませんでしょうか。

ないようでありましたら本日の総会はこれで閉じたいと思えます。

どうもありがとうございました。

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和2年7月10日

南小国町農業委員会会長

署名委員 5番委員

署名委員 7番委員

会議録調整者 佐藤 亮

本誌表紙共 枚